

高齢者のかたの 平成15年度からの介護保険料が決まりました

据え置き **年額(基準額)32,400円** (月額2,700円)

介護保険では、介護を国民みんなので支えるため、40歳以上のすべてのかたに保険料を納めていただくことになっていきます。

65歳以上の高齢者のかたの保険料は3年に1度改定されることになっており、平成15年度がその改定の年に当たります。

明和町における65歳以上のかたの保険料については、平成15年度から17年度までの3年間に提供される介護サービスの費用の見込みに基づき、保険給付に要する費用の約18%を、町にお住まいの65歳以上のかたの人数で割った額を基準額として決定しました。その結果、今までと同額の年額32,400円(基準額)に決まりました。

所得に応じた保険料額
所得に応じた保険料額は、所得に応じた保険料設定で、無理なくご負担いただけるようになっていきます。明和町の場合は、次のとおり5段階に設定されています。世帯に住民税が課税されるかたがない場合などには、基準となる保険料から軽減されることとなります。

年額の保険料を特別徴収(年金から天引き)の場合は年6回(4月、6月、8月、10月、12月、2月)、普通徴収(納付書による納付や口座振替等)は年8回(7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月)で納めていただきます。

災害等の特別な理由で保険料

を納めることが難しい場合は、保険料の減免が受けられる場合がありますので、該当する場合は、ご相談ください。

軽減		本人住民税 非課税のかた	割増		
世帯住民税非課税のかた			本人が住民税を納めているかた		
軽減されるかた		基準額を支払うかた	割増の保険料を支払うかた		
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	
生活保護の受給者、世帯全員が住民税非課税かつ老齢福祉年金受給者等	世帯全員が住民税非課税等	本人が住民税課税等	本人が住民税課税で、合計所得金額200万円未満等	本人が住民税課税で、合計所得金額200万円以上	
基準額×0.5	基準額×0.75	基準額	基準額×1.25	基準額×1.5	
保険料額(年額)	16,200円	24,300円	32,400円	40,500円	48,600円

詳しくは、保健福祉課(老人福祉センター内)へお問い合わせください。

高齢者保健福祉計画 『高齢者生きいきめいわ21』を策定

町では、平成12年3月に策定した「明和町高齢者保健福祉計画」を見直し、新たな計画の策定を行ってまいりました。新計画を策定するために各種団体の代表者や公募委員により組織された明和町高齢者保健福祉計画策定懇談会を中心に検討を重ねてきましたが、3月4日に開催された同懇談会で了承され、完成しました。また、懇談会終了後、庁内で検討し、計画の名称を『高齢者生きいきめいわ21』とすることに決定しました。

高齢者を支える保健福祉サービスや介護保険サービス、高齢者の生きがいづくりや健康づくりなどを地域で計画的に推進するための方策などを計画してあります。高齢者一人ひとりが豊かに安心して暮らすことができる社会の構築を目指して計画推進に取り組んでいきます。

なお、計画の概要については、後日掲載いたします。

保健福祉課(老人福祉センター内) ☎(84)4926

生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図ろう!

4月から健康づくり計画「健康めいわ21」がスタート

この計画は、生活習慣の改善・生活習慣病の予防・世代ごとの健康づくりの3本柱で成り立っています。食事や運動等の一次予防に重点をおいた内容になっています。

これからは、町民の皆様と行政が一体となって積極

的に健康づくり対策を展開することが重要です。健康は自らの努力で勝ち取るものです。塩分の取りすぎに気をつける、毎日30分以上運動する等何でも良いと思います。ご自分でできることから始めてみましょう。

この計画の詳細は「広報めいわ」5月号でお伝えします。